平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 髙 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改 正 前			
別表	別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
	機関	職員			機関	職員	
	略			略			
知	本庁	部長(農業大学校の部長を除		知	本庁	部長(農業大学校の部長を除	
事		く。) 理事監 防災監 次長		事		く。) 理事監 防災監 次長	
の		参事監 局長 総室長 場長		တ		参事監 局長 所長 行政監	
事		所長 <u>(農林総合研究所園芸試</u>		事		察監 院長 課長(農業大学校	
務		<u>験場の所長を除く。)</u> 行政監		務		の課長を除く。) 室長(<u>防災</u>	
部		察監 院長 課長(農業大学校		部		危機管理課情報システム管理	
局		の課長を除く。) 室長(衛生		局		<u>室、県史編さん室及び</u> 衛生環境	
		環境研究所 <u>及び農林総合研究所</u>				研究所の室長を除く。) 副局	
		の室長を除く。) 副局長 校				長 校長 民工芸振興官 チー	
		長 民工芸振興官 チーム長				ム長 参事 秘書 医長 課長	
		参事 秘書 医長 課長補佐				補佐 室長補佐 主幹(庶務に	
		室長補佐 分場長 主幹(庶務				関する事務を行う主幹並びに <u>職</u>	
		に関する事務を行う主幹並びに				<u>員課、福利厚生室健康管理担当</u>	
		<u>人事・評価室</u> 及び <u>業務効率化室</u>				及び <u>行政経営推進課改革推進担</u>	
		<u>改革推進担当</u> の主幹に限る。)				<u>当</u> の主幹に限る。) <u>財政課主</u>	
		<u>総括主計員 主計員</u> 企画員				計員 企画員 主任監察員 水	
		主任監察員 水産課取締船長				産課取締船長 <u>管財課管理係長</u>	
		副主幹(<u>総務課施設担当、人</u>				副主幹(<u>職員課</u> 、福利厚生室	
		<u>事・評価室、給与室</u> 、福利厚生				及び <u>行政経営推進課改革推進担</u>	
		室及び <u>業務効率化室改革推進担</u>				<u>当</u> の副主幹に限る。) 監察員	
		<u>当</u> の副主幹に限る。) 監察員				職員課人材活用担当の職員	
		主事 (人事・評価室、給与室				(主幹及び副主幹を除き、企画	
		及び業務効率化室改革推進担当				に関する事務を行う職員に限	
		の主事で、企画に関する事務を				る。) 職員課人材評価担当の	

		<u>行うものに限る。)</u>				
	総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室 長(<u>心と女性の相談室の室長</u> を				
		除く。) <u>医療指導監</u> 館長 課長補佐				
	消防防災航空 センター	所長				
ļ						
	略					
	東京本部	<u>本部長</u> <u>副本部長</u>				
	<u>関西本部</u>	本部長 チーム長(企業立地・				
		産業チームのチーム長に限				
		<u>3。)</u>				
	<u>名古屋本部</u>	<u>本部長</u>				
	公文書館 略	館長				
	 福祉相談セン	所長 次長				
	ター	m k // k				
	略					
	倉吉総合看護	校長 副校長 次長				
	専門学校					
	略					
	高等技術専門	校長 総務課長				
	校					
	四女					
	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	KC E				
	米子工事検査	別な				
<u></u>	<u>事務所</u>	山幼星長 安長 安長婦先 山				
щž	納局	出納局長 室長 室長補佐 出				
		納室の副主幹				

1 1	
	職員(主幹及び副主幹を除き、
	企画に関する事務を行う職員に
	限る。) 職員課給与管理室室
	員(室長補佐、主幹及び副主幹
	を除き、企画に関する事務を行
	う室員に限る。) 行政経営推
	進課改革推進担当の職員(主幹
	及び副主幹を除き、企画に関す
	る事務を行う職員に限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長(保
	健衛生課長を除く。) 室長
	(<u>心と女性の相談室長</u> を除
	く。) 館長 課長補佐
略	
東京事務所	所長 副所長
大阪事務所	所長 次長 課長
<u>名古屋事務所</u>	<u>所長</u>
公文書館	館長 次長
略	
福祉相談セン	所長 次長
ター	
母来寮	寮長 次長
岩井長者寮	寮長 次長
略	
倉吉総合看護	校長 副校長 事務局長 事務
専門学校	<u>局次長</u>
略	
高等技術専門	校長 総務課長
校	
農業試験場	場長 次長 総務普及課長
園芸試験場	場長 次長 分場長 総務普及
	課長
畜産試験場	場長 次長 総務普及課長
中小家畜試験	場長 総務普及課長
場	
林業試験場	場長 次長 総務普及課長
略	
工事検査出張	所長
<u>所</u>	
出納局	<u>副出納長</u> 出納局長 室長 室
	長補佐 出納室の副主幹



附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。